

三芳町農業委員会委員募集要項

1. 募集内容

業務内容	農地等の法令による許認可業務、農地の利用集積・集約化など
募集人数	7名
資格	・農業に関する知識と経験を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し熱意を持ってその職務を適切に行うことができる方、または土地等に関する法令知識を有し、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない方。 ・平日昼間の総会、研修等に優先して出席できる方。
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日(3年間)
活動	通年
報酬	条例に基づき支給します。

○身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が生じます。

○同時募集の農地利用最適化推進委員にも応募推薦ができますが、兼職はできません。

○次に該当する人は農業委員になることはできません。

- ・常勤の公務員
 - ・自治体の執行機関の委員など法律により農業委員と兼職ができない人
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・三芳町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する人
- ※ご不明な点がありましたら、裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

2. 推薦・応募方法

申込方法	推薦または応募により申込みができます。下記の書類を募集期間内に三芳町農業委員会事務局(観光産業課内)へ直接ご提出ください。 ■候補者を推薦する場合 ・農業者または農業者などの団体・法人の推薦による「三芳町農業委員会委員推薦書」 ※推薦にあたっては候補者の承諾を得てください。 ■自ら応募する場合 ・「三芳町農業委員会委員応募用紙」
提出場所	三芳町農業委員会事務局(観光産業課内)まで持参してください。
募集期間	令和7年11月4日(火)～令和7年12月9日(火) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日祝日を除く。
その他	・書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。 ・提出書類に記載された個人情報とは適正に管理し、農業委員の選考のみに使用します。 ・提出された書類は返却いたしません。 ・募集期間の中間時点及び終了後に、推薦・応募内容(住所を除く。)を公表します。

3. 選考スケジュール・結果

提出期間終了後、三芳町農業委員会の委員候補者選考委員会により候補者を選考し、町議会での同意を得た後、選考された方に3月下旬ごろ郵送により結果を連絡します。

令和7年11月4日 ～12月9日	公募期間(推薦及び応募による)
令和8年1月	農業委員会の委員候補者選考委員会による選考
3月	三芳町議会による同意
7月中旬	農業委員会総会にて任命

4. 問い合わせ先

ご不明な点は、三芳町農業委員会事務局(観光産業課内)へお問い合わせください。

電話 049-258-0019 内線213・216